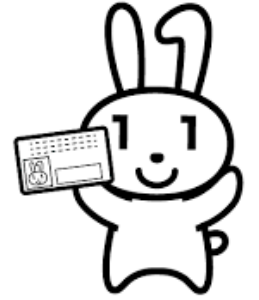


こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん

高等学校等就学支援金の申請は マイナンバーで！

高等学校等就学支援金は、
国の授業料支援の仕組みです。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

申込みは、学校へ。
マイナンバーで申請してください。

▼必要なもの (いずれかをご用意ください)

- ①マイナンバーカードの裏面コピー または ②マイナンバーが記載された住民票写し ※住民票記載事項証明書でも可



「注意！」
通知カードは
原則として
使用できません。



※ただし、記載事項(氏名・住所・生年月日・性別・個人番号)に変更のないマイナンバー通知カードは使用できます。

このほか、本人確認のためにマイナンバーカードの表面や、身分証明書のコピー等が必要になる場合があります。詳しくは、仮入学時等に配られる書類を確認してください。

入学時等にマイナンバーを提出して認定を受けた場合、その後も所得制限に該当しなければ、**3年間(定時制・通信制は4年間)**、**原則手続不要**です。

- ※途中で保護者が変わったり、住所が変わったりした場合は、手続きが必要になることがあります。
- ※一度所得制限に該当した方が、再度支給を受けようとするときには、再度申請手続が必要です。

原則1回

でOK!

4月

手続の
時期



1年生

2年生

3年生

こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金のお知らせ

1. 高等学校等就学支援金制度の概要

【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです（返済不要です）。

※授業料と相殺されますので、生徒や保護者が直接受け取ることはありません。

【支給要件】

- 日本国内に住所を有していること
- 過去に高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業していないこと
- 過去の高等学校等の在学期間が通算して36月（定時制・通信制の場合は48月）を超えないこと
- 保護者等（親権者）**全員の(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額が30万4,200円未満（※年収目安910万円未満）であること。**

2. 申請と認定

利用のためには、**申請が必要です。申請書類の配布は仮入学時等に学校を通じて行う予定です。**

入学時に提出された書類とマイナンバーを基に、都道府県が受給資格の認定を行います。毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるので、都道府県はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。この時には、申請時に提出されたマイナンバーを利用し、都道府県が確認作業を行うため、基本的に手続不要です（途中で保護者の変更や、住所が変わったりした場合、別途手続きが必要です）。

3. 支給額

支給額は、以下のとおりです。

- (1) 国公立高校に通う生徒：
授業料相当額（公立高校の場合は年額11万8,800円）
国公立高校は授業料負担が実質0円になります。
- (2) 私立学校等に通う生徒：
下図のとおり、**保護者等の所得に応じ支給額は変わります。**

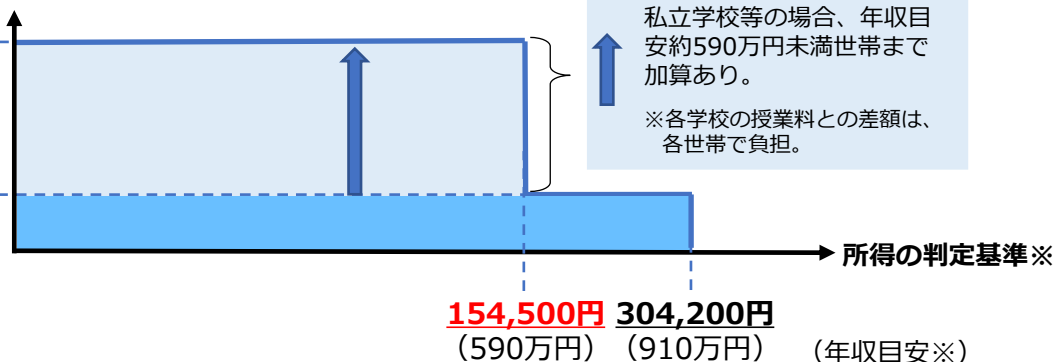
申請書類の配布は仮入学時等に学校を通じて行う予定です

全日制高校の場合の支給上限額

支給額（年間）

39万6,000円

11万8,800円
（基準額）



※所得の判定基準は、保護者等の全員の(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額の合算額です。

※上図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収目安は変わるのでご注意ください。

- 公立高等学校等に係る「高等学校等就学支援金制度」に関すること
山口県教育庁教育政策課総務管理班までお問い合わせください（電話：083-933-4510）
- 私立高等学校等に係る「高等学校等就学支援金制度」に関すること
山口県総務部学事文書課私学振興班までお問い合わせください（電話：083-933-2138）